

大規模氾濫減災協議会について

平成30年7月27日

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- 平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風第10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、**「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」**へと意識を根本的に転換し、**水防災意識社会の再構築への取組が必要**。
- 「**逃げ遅れゼロ**」「**社会経済被害最小化**」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築を図る**水防法等の一部を改正する法律**が平成29年6月19日に**施行**。

<大規模氾濫減災協議会制度の創設>

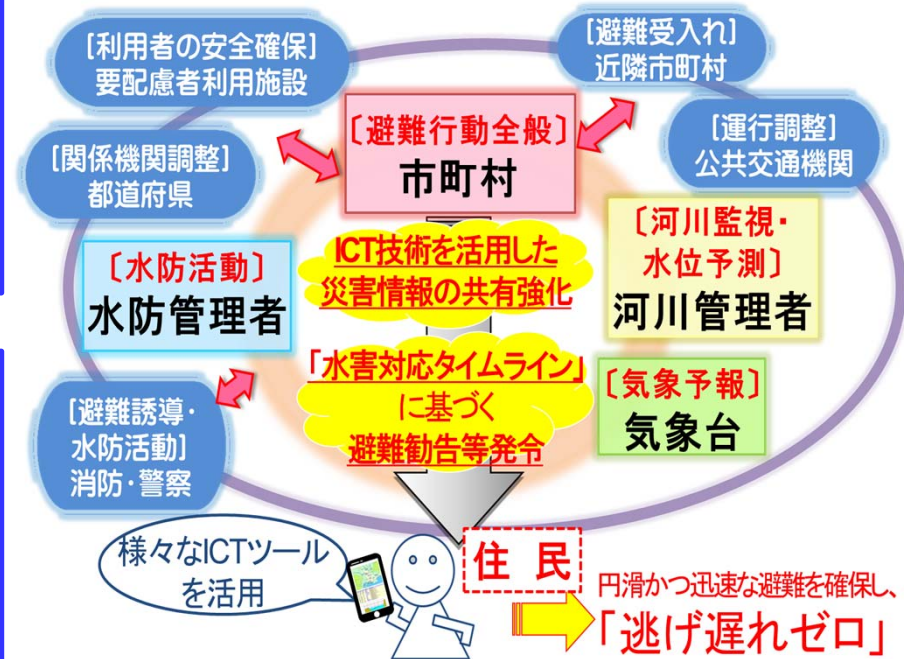
- ◆ 多様な関係者が連携し、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

対象河川

- 大規模氾濫減災協議会は、**洪水予報河川**又は**水位周知河川**を対象
- **国管理河川**は、大規模氾濫減災協議会の組織を**義務付け**
(水防法第15条の9 第1項)
- **都道府県管理河川**は、地域の実情を踏まえ**組織することができる**
(水防法第15条の10 第1項)

設置単位等

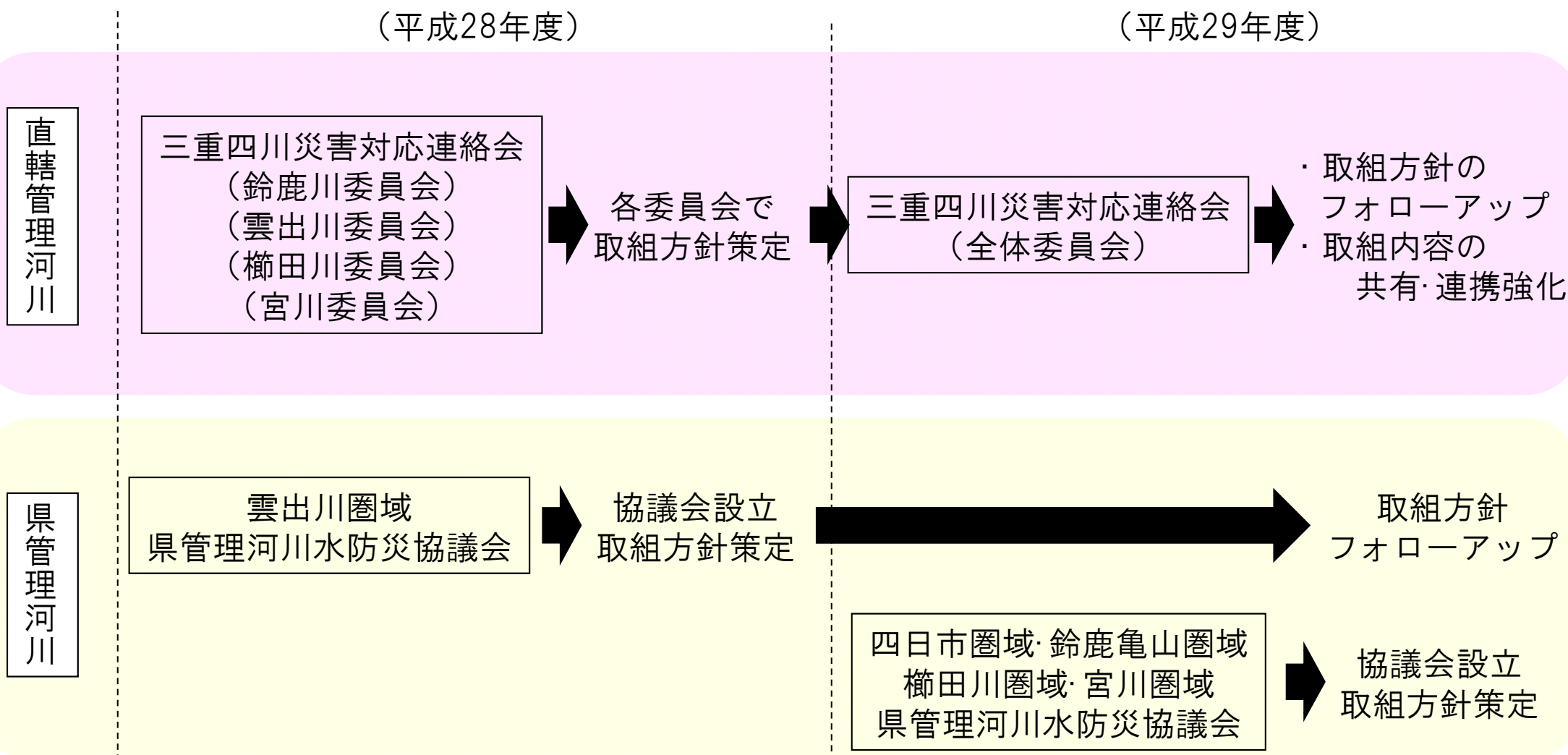
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として**既に組織している協議会**を法律上の「大規模氾濫減災協議会」へ改組
- 設置単位は、これまでの協議会と同様に、協議会の構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、**圏域や行政界などを考慮して複数の河川をまとめて組織することも可能**



三重四川に係る水防災意識社会再構築ビジョンの取組について

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

- 直轄管理河川については、平成28年度に三重四川災害対応連絡会の規約を改訂し、減災に係る取組を議論し、取組方針を策定。
- 県管理河川については、雲出川圏域は平成28年度に設立し、取組方針を策定。その他圏域については平成29年度に水防災協議会を発足し、取組方針を策定。



これまでの協議会の取り扱いについて

- 直轄管理河川については、従来の三重四重災害対応連絡会を廃止。
- 県管理河川については、平成28年度及び平成29年度に設置した各圏域の水防災協議会を廃止。
- 平成30年度より法律上の協議会への改組にあわせて、新たに直轄管理河川・県管理河川を統合した流域全体を協議する大規模氾濫減災協議会を設置。

(平成29年度以前)

(平成30年度)

直轄管理河川

三重四重災害対応連絡会 (鈴鹿川委員会)
三重四重災害対応連絡会 (雲出川委員会)
三重四重災害対応連絡会 (櫛田川委員会)
三重四重災害対応連絡会 (宮川委員会)

廃止

県管理河川

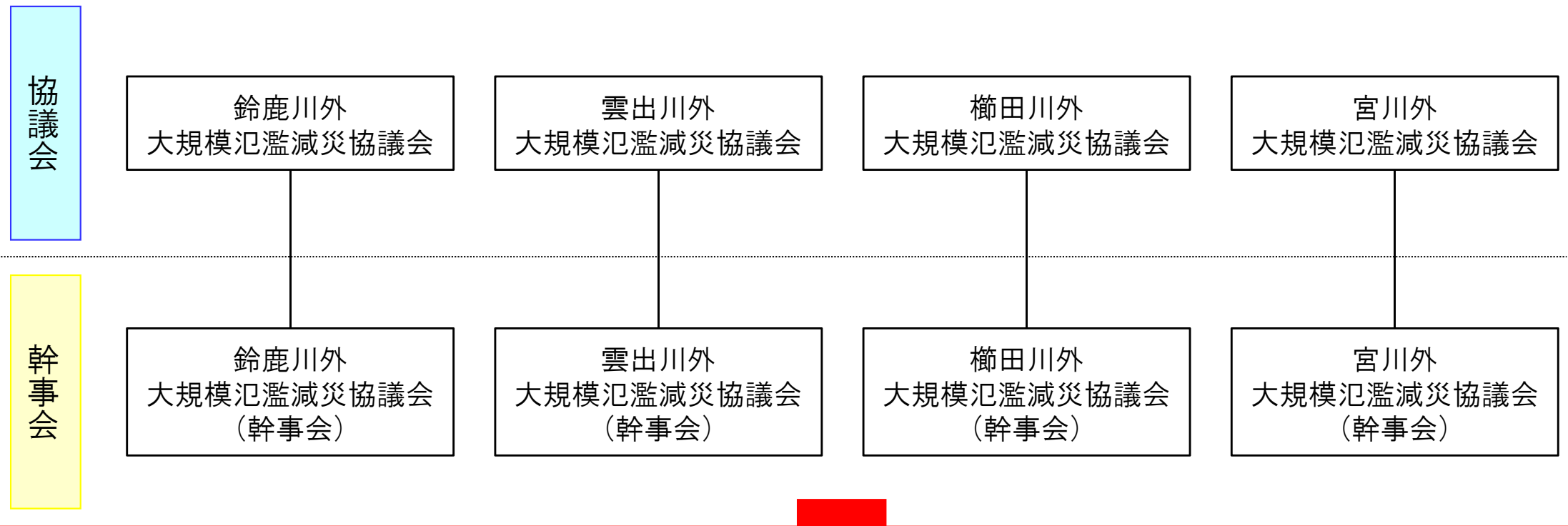
四日市圏域 県管理河川水防災協議会
鈴鹿・亀山圏域 県管理河川水防災協議会
雲出川圏域 県管理河川水防災協議会
櫛田川圏域 県管理河川水防災協議会
宮川圏域 県管理河川水防災協議会

廃止

統合

大規模氾濫減災協議会

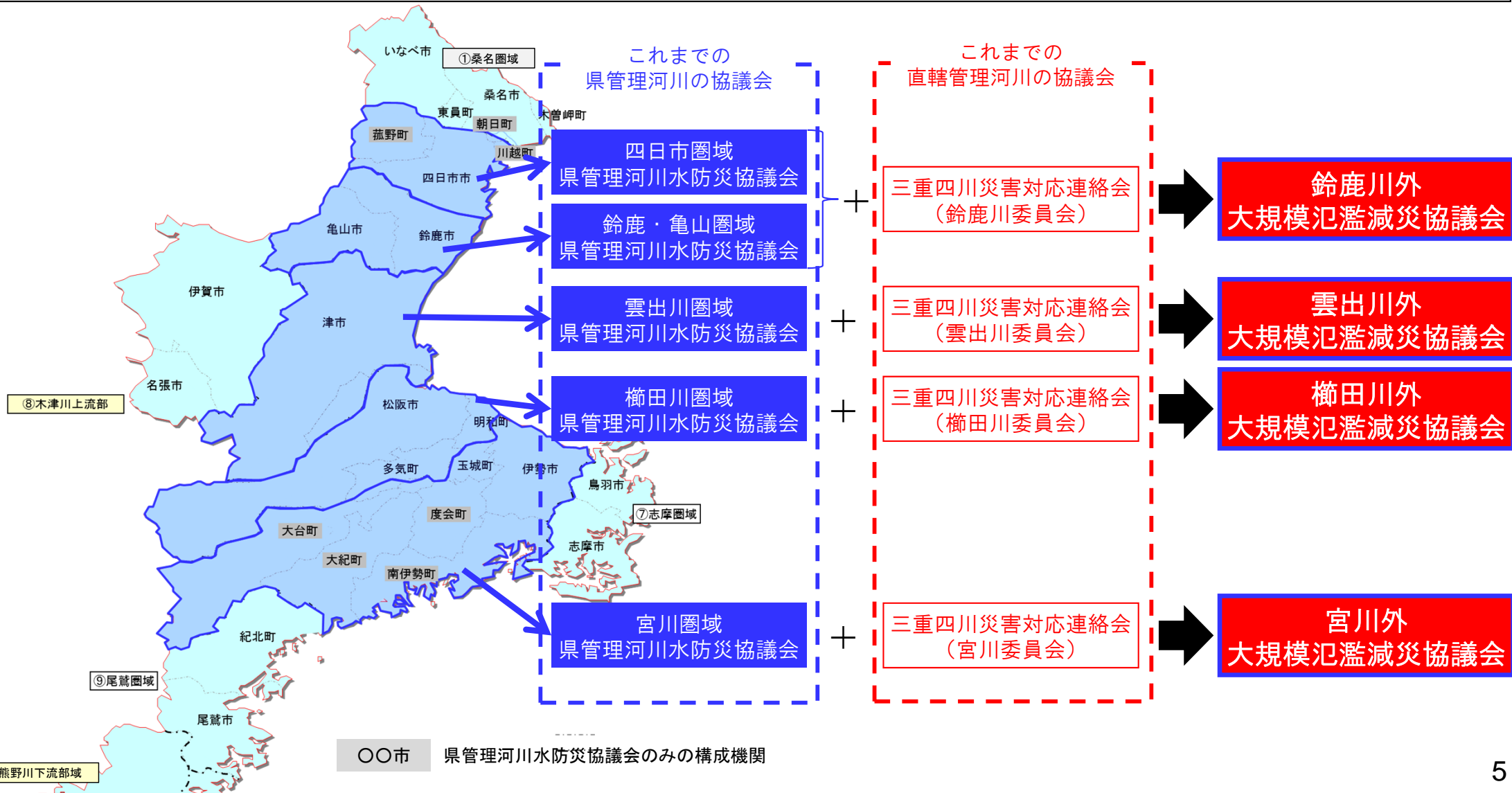
- 水防法第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会を新たに設置。
- 大規模氾濫減災協議会は、過年度に取組方針を策定した三重四川災害対応連絡会の4水系の委員会とそれに係る県管理河川水防災協議会を統合。
- 協議会及び幹事会を置き、取組状況のフォローアップをし、効果的・効率的に推進。
- 地域間の連携強化のため、各協議会の合同協議会を開催することも可能。



必要に応じて合同協議会の開催にて地域間の連携強化

各大規模氾濫減災協議会の構成について

- 新たに設置する大規模氾濫減災協議会の直轄と県の統合単位は下記のとおり。
 - 【国】 三重四川災害対応連絡会の各河川の構成機関
 - 【県】 県管理河川水防災協議会の各圏域の構成機関
- 県管理河川水防災協議会のみ構成機関もあるが、各圏域単位は維持し統合。



過年度に策定した取組方針の取り扱い

- 下表のとおり、国・県管理河川それぞれの取組方針については、概ね同じような項目で構成。
- 各取組方針のうち、共通する項目を大規模氾濫減災協議会の重点項目として、位置づけ協議・共有。
- その他の項目については、幹事会の場でフォローアップを実施。

取組方針 大項目	直轄	県管理河川				
		四日市圏域	鈴鹿・亀山圏域	雲出川圏域	櫛田川圏域	宮川圏域
避難行動	1)迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組	1)住民が自らの水害・土砂災害リスクを再認識し、適切な避難行動を行うための情報提供を確実に行う取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組	1)円滑かつ迅速な避難のための取組
	2)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動の取組					
水防活動	3)洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組	2)的確な水防活動のための取組	2)的確な水防活動のための取組	2)洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行う取組	2)的確な水防活動のための取組	2)的確な水防活動のための取組
ハード対策	4)河川管理者が実施するハード対策	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	3)越水が発生した場合でも・(略)・避難時間を確保するための取組や洪水氾濫を未然に防ぐための取組	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
土砂災害	—	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組	—

<協議会と幹事会のイメージ>

<協議会> ※首長の参加を前提

三重河川管内各水系(4水系)+4水系に係る各県協議会

- ・ 減災に係る取組事例の紹介等による情報共有
- ・ 浸水被害の軽減を実現するため、近隣の各構成員がそれぞれ又は連携して、実施する取組事項については、協議・共有する

国・県の各取組方針（概ね5年間）

国・県の各取組方針
→重点項目の協議・共有、フォローアップ

※国・県がそれぞれ作成する「取組方針」を活かしながら、
両者の取り組みの中から重点項目などを設定して協議会で協議・
共有する。今後、具体的な取組方法や内容を調整、検討。

<幹事会>

三重河川管内各水系(4水系)+4水系に係る各県協議会

- ・ 委員会の運営に必要な情報交換
- ・ 減災に係る取組事項について各種調整を実施し、委員会に報告

※幹事会も統合を基本とするが、委員会の重点項目以外の項目について市町ごとの個別協議も可能とする。関係職員の業務の重複・煩雑化を避けるような考慮が必要。

国の取組方針（概ね5年間）

国の取組内容（32項目の緊急行動計画）
作成・フォローアップ

県の取組方針（概ね5年間）

県の取組内容（32項目の緊急行動計画）
作成・フォローアップ



必要に応じて合同協議会の開催にて地域間の連携強化

- 委員会においては、国・県のそれぞれの協議会において策定した取組方針より重点項目を選定し、協議・共有。
- 重点項目については、国・県の取組内容の共通項目とし、水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の中で、流域全体で重点的に取組む必要のあるものを選定し、各機関の取組状況の共有を図り、取組を推進。
- 取組の進捗状況によっては、重点項目の見直しを実施。
- 河川管理者の実施するハード対策等については、報告事項。

<重点項目>

- ☆ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知
- ☆ 小中学校における水災害教育の実施
- ☆ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

<報告項目>

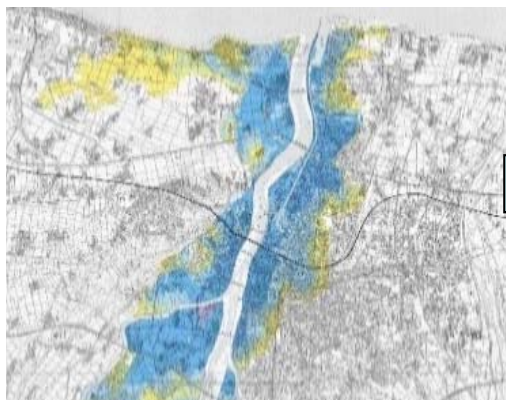
- ◎ 洪水を安全に流すためのハード対策
 - ・ 堤防整備、河道掘削
 - ・ 堆積土砂の撤去
- ◎ 危機管理型ハード対策
 - ・ 堤防の天端舗装
 - ・ 堤防裏法の保護
 - ・ 堤防表法余裕高部分の張りコンクリート
- ◎ 危機管理型水位計の設置

- H27.5月の水防法の一部改正により、**想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域**を河川管理者が指定・公表。
- **早期に避難が必要な氾濫流・河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域**もあわせて公表。
- 想定最大規模の浸水想定区域図をもとに、**市町において洪水ハザードマップを作成**。

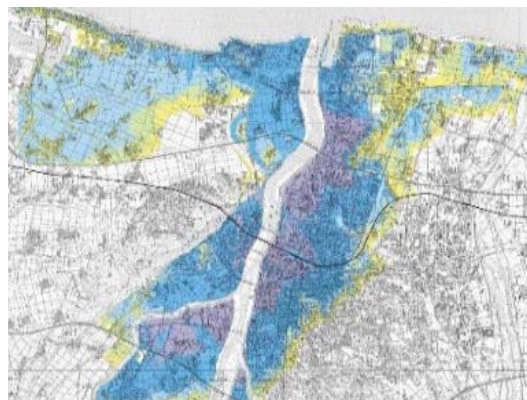
水防法改正の概要

洪水に係る**浸水想定区域**について、**想定し得る最大規模の洪水に係る区域**に**拡充**

(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



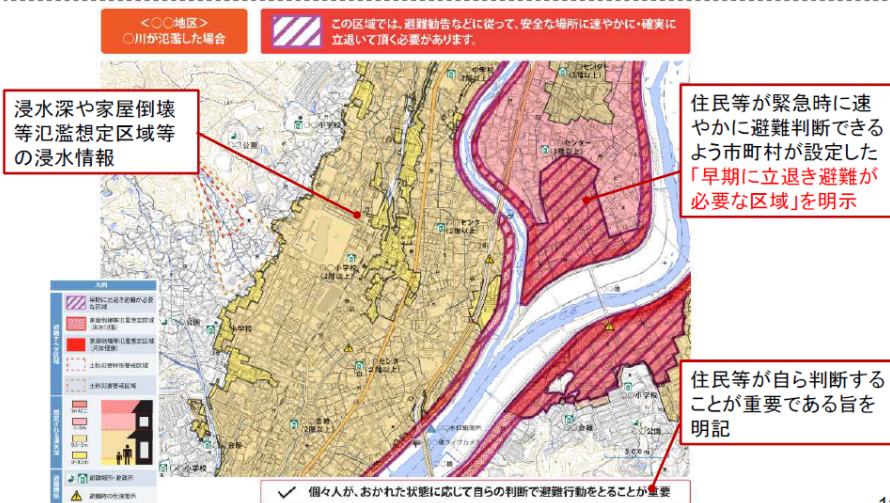
河川整備において基本となる降雨を前提
(100~200年確率)



想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域
(概ね1000年以上の確率)

ハザードマップの作成

生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています



「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組 (H29.6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	<p>【国・都道府県管理河川共通】 平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。</p> <p>【国管理河川】 平成29年6月までに全109水系において作成・公表。</p>	<p>【都道府県管理河川】 平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。</p>

【重点項目②】小中学校における水災害教育の実施

- 住民一人一人が災害時適切な避難行動をとる「能力」を養う必要があり、自然災害への「心構え」と「知識」を備えた個人を育成するためには、**幼少期からの防災教育を進めることが効果的。**
- **H29.3月に小中学校の学習指導要領等が改訂**され、自然災害に関する内容が充実。
- H32年度より小学校にて新学習指導要領の全面実施に向けて、**指導計画案の作成等防災教育の支援。**

主体的な行動による避難の実現に向けて

- 自ら考え、安全に逃げることができる子供たちを育む
- 定期的な避難訓練により、自然と逃げれる子供たちを育む



東京都平山小学校での「生き抜く科」授業
生徒自らが考えた安全な避難経路を発表

高知県黒潮町での訓練
津波の届かない高台まで避難

先行事例を参考に

＜先生方と連携し「指導計画」の作成の支援を実施＞

	「自然災害の防止」を教える流れ
第1回	どのような自然災害が発生するか (災害のメカニズム等)
第2回	自然災害が起きたら、何が必要か (危険な場所を考える、情報収集等)
第3回	[まとめ]命を守るために必要なこと (上記の振り返りや避難訓練等)



めあて: 自然災害に備えて自分たちができることはなんだろう。

風水害に備えてふだんからできること

- ひなんする場所を調べておく。
- ひなん場所への道を調べておく。

⇒ ハザードマップ

ハザードマップ

風水害がおこった時にできること

- ・川の水位に注意する
- テレビやラジオで天気や防災情報を確認する

まとめ:
風水害に限らず自然災害に備えて、ふだんから自分にできる備えを行うことが大切である。

「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組 (H29.6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
防災教育の促進	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)

【重点項目③】要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

- H28年台風10号により岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名が死亡。
- これをうけ、H29.6月の水防法等の一部が改正により、洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、**避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化**。
- 都道府県及び市町村の**関係部局が連携して**、避難確保計画作成及び避難訓練実施の**支援を実施**。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では、義務を新設



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組（H29.6月まで）	今後の進め方及び数値目標等
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者利用施設への説明会の開催。（平成29年6月までに全47都道府県で実施済み） ・ 平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・ 平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き」（土砂災害）を作成。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 ・ 平成33年度までに対象の要配慮者利用施設（浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設（重複含む）※）における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。（※平成28年3月現在の施設数） ・ 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・ 平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。

【重点項目③】要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

- 国土交通省では、H29年度に「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き」や「避難確保計画作成の事例集」を公表。
- 津市をモデル地区として、講習会を開催し、「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。

避難確保計画作成の手引き

手引きの他、作成支援編及び雛形も含めて公表

計画作成の事例集

岩手県、岡山県、兵庫県の施設を事例に計画作成のポイントや検討過程をとりまとめ

講習会の企画・運営マニュアル

・施設の管理者等に計画作成の必要性の理解、計画作成を支援するための講習会を効率的・効果的に開催することを目的にとりまとめ。
 ・市町村の担当者の負担軽減のため、講習会資料のフォーマットもあわせて公表

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

要配慮者利用施設における
避難確保計画作成の手引き別冊
（作成支援編・様式編）



洪水時の避難確保計画

【施設名: 】

平成 年 月 日 作成

様式編 目次

1 計画の目的	1	様式1
2 計画の範囲	1	様式2
3 計画の適用範囲	1	様式3
4 防災体制	3	様式4
5 備蓄物資・広域	4	様式5
6 避難経路	5	様式6
7 避難経路確保のための施設整備	6	様式7
8 防災対策及び訓練の実施	8	様式8
9 避難経路確保に関する事項	7	様式9
10 防災対策及び訓練の実施	8	様式10
11 緊急連絡網	9	様式11
12 災害発生時の緊急連絡網の一覧表	10	様式12
13 災害発生時の緊急連絡網の一覧表	10	様式13
14 防災対策実施計画の一覧表	11	様式14
15 防災対策の一覧表	12	様式15
別添「避難経路確保要領書（案）」	13	別添1
別添「避難経路確保計画（案）」	14	別添2
別添「避難経路確保計画リスト」	14	別添3

平成29年8月 初版
資料2

要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 （水害・土砂災害）

いざ！という時に
備えるために

写真：平成28年台風10号要配慮者利用施設被災状況
岩手県岩泉町（撮影 国土地理院）

内閣府（防災担当）

消 防 庁

厚 生 省

国 土 交 通 省

気 象 庁

内閣府（防災担当）

消 防 庁

厚 生 省

国 土 交 通 省

気 象 庁

意見交換の様子

講習会の企画調整及び運営マニュアル

～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～

平成 30 年 3 月

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室